



和歌山での憲法を守る取り組み — 93回目のランチタイムデモ

「ロシアはウクライナを攻撃していない。これはロシアのラブロフ外相の発言です。しかし、攻撃し、侵略している事実は明々白々です。これが「攻撃」でなければ、何が「攻撃」なのか。事実をねつ造し、事実を伝えるメディアを追放し、批判する者は容赦なく暴力で押さえつける、信じられない状況が続いています。

2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻を開始しました。ウクライナでは子どもも含む多数の犠牲者が出ており、非常に痛ましい状況が報道されています。プーチン大統領は核兵器の使用を排除せず、原発に対する攻撃もしています。「集団的自衛権」を口実にした、このようなウクライナ軍事侵攻が国連憲章や国際法に違反していることは多くの論者が指摘しています。ロシアに対する経済制裁が次々となされていますが、第三次世界大戦を招くことなく、ウクライナからロシア軍を撤退させるためにどうすべきなのか、まさに人類の英知が問われています。ただ、私にはそのような能力はなく、新たに入会したということでもたまたま原稿依頼がありましたので、かかる情勢を踏まえて、和歌山における憲法9条を守る取組みの一端を紹介したいと思います。

2005年5月13日に「憲法9条を守る和歌山弁護士会」が結成されました。解釈改憲の動きが進み、また、自民党が9条2項を「全面改正」して自衛のために自衛軍を保持するという「自民党改憲試案要綱」を公表する等の危機的状況において、労働運動・平和運動の路線の対立がある中で接着剤的役割を果たすために設立に至りました。当時の和歌山弁護士会の会員数は74名でしたが、そのうち過半数の39名が入会しました（現在、会員数は140人台になりましたが、残念ながら過半数は維持できていません）。その主な活動の一つとして、「憲法の破壊を許さないランチタイムデモ」があります。2014年6月23日に第1回目が行われました（約160人）。当時の背景事情ですが、安倍内閣は内閣法制局長官をすげ替え、無理矢理解釈を変えることによって閣議決定で集団的自衛権の行使を容認しました（2014年7月1日）。デモは和歌山城の北に位置する和歌山市役所の前から出発し、和歌山市の中心部である京橋プロムナード付近まで徒歩約15分です。

参加者は弁護士よりも市民の方が多く、横断幕を掲げ、コーラーのコールの下、昼休みにデモを行ってきました。安倍内閣が退陣した後も、衆議院で改憲勢力が3分の2以上を占めていることから、デモを続け、さらに、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下でも、サイレントデモとして行うなど、ほとんど毎月行ってきました。そして、この3月7日に93回目のデモを行いました（約50人）。ロシアによるウクライナ軍事侵攻という情勢を受けて、「武力侵攻をやめよ」、「罪のない人を殺すな」、「罪のない子どもたちを守ろう」などのコールが付け加わりました。ちなみに、和歌山弁護士会もロシアの武力侵攻を非難し、即時撤退等を求める会長談話を3月3日付けで出しました。

岸田首相は、自民党大会で憲法改正実現への強い決意を示しました。集団的自衛権を憲法に位置づけようとする憲法改正の動きが出てくる可能性は十分あります。さらに、岸田首相は政府による検討を否定していますが、「核共有論」さえ出ています。SNSによる情報の発受信が発達している今日、ロシアにも戦争反対の市民が多数いることは希望の光であり、ウクライナに一日も早く平和が訪れることを願うとともに、今後とも平和を守る運動を不断の努力で続ける必要性を痛感しているところです。

（弁護士 阪本康文（和歌山））

次号予告

「法と民主主義」2022年5月号 (No.568)

【特集】

ロシアによるウクライナ侵攻に
抗議する（仮題）

2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻した。ウクライナもロシアもヨーロッパ評議会に加盟し、NATO加盟をめぐる両国が対立するなかで、国連憲章に反し侵略戦争が行われている。武力によらない平和と安全の実現をめざす私たちに、法律家に、何が求められているか。緊急特集です。

針生誠吉基金

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。